

災害に便乗した悪質商法にご注意ください！

台風や大雨など、災害時には、それに便乗した様々な悪質商法が多数発生します。災害に便乗した商法には十分注意してください。

不審な電話や訪問、勧誘など、困ったときや心配なときは、下記の消費生活相談窓口にご相談ください。

また、ご近所やお知り合い、周りの方々にも伝えるなど、注意喚起にご協力ください。

事例とアドバイス

○「火災保険を利用すれば自己負担なしで屋根などの修理ができる。」と、業者が訪ねてきた。保険申請も代行してくれるというので契約したが、後日、不信感を覚え解約を申し出たところ、高額な解約料を請求された。

- ➡まずは保険を契約している損害保険会社や損害保険代理店に、直接相談しましょう。
- ➡災害で住宅の修理等が必要な場合でも、慌てずに複数の業者から見積りを取ったり、周囲に相談したりした上で、慎重に契約しましょう。

○「無料で排水管の点検をする。」と、業者が訪ねてきた。点検後に「早く洗浄した方がよい。今なら〇万円です。排水管が詰まると高額の修理費がかかる。」と言われ、契約をしてしまった。

- ➡「今日やらなければ、もっとお金がかかる。」などと言われても、その場で契約せず、家族や周囲の人に相談し、必要ない場合はきっぱり断ることが大切です。
- ➡「無料で点検」などと言って訪問し、点検後に不安をあおって清掃や工事などの契約を結ばせる手口です。一度契約すると、別の契約を次々に迫られるケースもあるため、安易に対応しないようにしましょう。
- ➡契約してしまっても、クーリング・オフや取消し等ができる場合がありますので、まずは消費生活相談窓口にご相談ください。

消費者トラブルはお近くの消費生活相談窓口へ

市原市消費生活センター 相談専用電話 0436-21-0999

受付時間：(月～金) 9時から12時・13時から15時30分 ※祝日・年末年始除く

または、

消費者ホットライン 局番なし ☎188 (10時から16時)

犯罪等の被害に関すること

千葉県警察本部 相談サポートコーナー 043-227-9110 又は #9110

受付時間：月～金(祝日・振替休日を除く) 8時30分から17時15分